

まちづくりと自治の条例ができました

みんなが主役！ 姫路のまちづくり

市では、住民や自治会などの団体がまちづくりの主役になるための基本的な考え方等を定める「姫路市まちづくりと自治の条例」を25年12月20日に施行しました。今回はその概要をお知らせします。

企画政策推進室・☎221-2383

まちづくりと自治の条例とは

まちづくりと自治の条例は、住民等がまちづくりの主役になって活動する都市の実現を目指して、行政運営の基本原則や参画と協働^{きょうどう}など、市のまちづくりを進めるための考え方等を定めたものです。

なぜ条例が必要なのか

近年、国による地方分権の取り組みが進められ、全国一律のルールによるまちづくりから、自己決定と自己責任による地域の特性に合ったまちづくりを進めることが各自治体に求められています。

また、少子高齢化の進行や価値観・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化により、これまで行政が担ってきた「公共」の分野を多様な主体で分担しようとする考え方が生まれました。

本市では、このような変化を踏まえ、21年度から推進している総合計画に「市民共治」を掲げ、自治会等の団体と行政が協力し合ってまちづくりを進めています。この取り組みを一層推進するため、条例を制定し、行政運営の在り方を再定義するとともに、まちづくりに不可欠な参画と協働について

定めることにしました。

条例づくりの取り組み

市では、23年5月に条例制定に向けた基本方針を策定。その後、職員で構成する検討委員会や各種団体代表者・公募委員・学識経験者などで構成する検討懇話会において、条例の検討を進めました。

また併せて、検討の過程で市長が住民の皆さんと意見交換を行うタウンミーティングや市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）、市議会での審議等により、さまざまな意見を頂きながら、条例案を取りまとめました。

そして、25年第4回定例会において「姫路市まちづくりと自治の条例」が可決され、25年12月20日に施行しました。



条例のキーワード

「まちづくり」とは？

条例では「まちづくり」という言葉を、住み良い地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体という意味で使用しています。

このまちづくりの中には、市政（市が行うまちづくり）と住民等が主体的に行うまちづくり（自治会活動、NPO活動、ボランティア活動など）があります。

まちづくりと自治の条例には、こんな内容が盛り込まれています

条例の目的

住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を目指します

この条例は、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図るため、まちづくりと自治の基本理念を明らかにするとともに、行政運営の基本原則や参画と協働など、まちづくりを進めるための考え方等を定めています。

まちづくりと自治の担い手

住民等・議会・行政が、それぞれの役割を果たしながら、みんなで姫路のまちづくりを進めます

住民等の権利

住民等は、市政に関する情報を知る権利や参画する権利を有します。

住民等の責務

住民等は、自らの発言と行動に責任を持って参画することや、まちづくりの負担を分任することなどの責務を果たします。

住民等

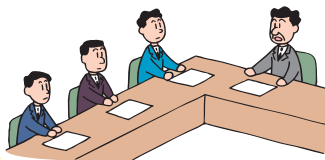


条例のキーワード

「住民等」とは？

条例では「住民等」という言葉を、市内に住所を有する住民のほか、自治会等の地域団体、市内で活動するボランティア団体や事業者、市内への通勤・通学者などという意味で使用しています。

議会



議会の責務

議会は、姫路市議会基本条例に基づき透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めます。

議員の責務

議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正で誠実に活動するよう努めます。

行政



市長等の責務

市長等は、参画と協働を推進し、まちづくり活動を支援します。市長は、公正で誠実に行政を運営し、行政サービスの質の向上に取り組みます。

職員の責務

職員は、全体の奉仕者として、法令等を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。

まちづくりの 基本原則

「情報共有」「参画」「協働」が基本原則です

●情報共有

議会や行政は、広報紙やホームページなどを活用し、市政に関する情報を積極的かつ分かりやすく住民等に提供し、参画と協働を推進します。

また、住民等・議会・行政は、まちづくりに必要な情報を交換し、共有に努めます。

●参画

行政は、住民等がまちづくりに参画することができる機会の確保に努めるとともに、政策等の立案や実施、評価の各過程で住民等の参画の推進に努めます。

また、参画の主な手法として、次の三つを条例に位置付けています。

- ①市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）
- ②附属機関や懇談会等への参加
- ③住民投票（実施する場合には、そのための新たな条例を制定します）

●協働

行政は、協働の推進に当たり、住民等の自主性や自発性を損なわないよう配慮しながら、さまざまな担い手が参加する協働の仕組みを整備します。



条例のキーワード

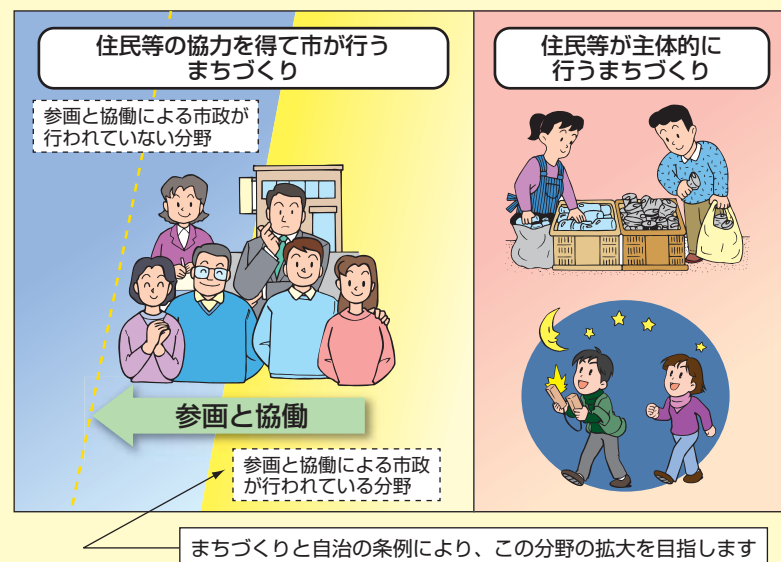
「参画」とは？

条例では「参画」という言葉を、住民等がまちづくりに参加したり、関わったりすることという意味で使用しています。

「協働」とは？

条例では「協働」という言葉を、まちづくりに参画した人々が、同じ目的を達成するために協力することという意味で使用しています。

◆「まちづくり」と「参画と協働」の関係（イメージ）



行政運営の 基本原則

住民等に分かりやすく行政を運営します

市のまちづくりの指針となる総合計画を策定することをはじめ、行政運営における基本的な考え方や具体的な取り組み（行財政改革、危機管理、財政運営、説明責任など）について定めています。

身近なまちづくりに参加しよう！

市内では、さまざまなまちづくり活動が行われています。難しく考えず、まずは身近なまちづくりから始めてみませんか。市が現在進めている参画と協働の取り組みの一例を紹介します。



市政情報を詳しく学ぼう

まちづくりは、まちの情報を知ることから始まります。市政や暮らしの問題などをテーマに、市職員が皆さんの地域に出向いて話をする「市政出前講座」では、今回紹介した「まちづくりと自治の条例」を解説する講座もありますので、ご利用を。

◆対象 市内在住、在勤、在学の人で構成され、当日10人以上の参加が見込まれる団体、グループ

◆日時 原則として平日の午前9時から午後9時までの間で、おおむね1時間程度

◆費用など 講師費用は無料。会場の手配や準備は申込団体、グループで

▶市民活動推進課・☎221-2074



ボランティア活動等を始めよう

市民活動・ボランティアサポートセンターでは、住民の皆さんが、社会や地域をよりよいものになしようと自発的に行う非営利で公益的な活動を支援。活動に取り組む団体などの紹介やイベントのお知らせ、ボランティア募集に関する情報などを広く発信するほか、ボランティア活動に関する相談事業や講座も実施しています。

◆住所 総社本町112番地 市民会館3階

◆開館時間 午前9時から午後7時

◆休館日 月曜日、定期保守点検日（月1回）、年末年始

▶市民活動・ボランティアサポートセンター「ひめじおん」・☎281-2660



まちをきれいにしよう

皆さんが住むまちの清掃活動もまちづくり。市内では、さまざまな清掃活動が実施されています。行政と住民が一体となった清掃活動の一例を紹介するので、ぜひ参加ください。

◆みどりの美化キャンペーン 毎年4月29日(祝)に、大手前通りや姫路城周辺で実施しています

◆全市一斉清掃 毎年12月の第1日曜日に市内全域(各自治会)で実施しています

◆まちかど100mクリーンアクション 事業所の周辺100mを目安として清掃をしていただくもので、現在、約630の事業所が参加しています

▶美化業務課・☎221-2500



緑のあふれるまちにしよう

地域住民等と市が役割を分担し、植樹帯を中心とした道路の維持管理を行う「ひめじ街路樹アダプト制度」。地域の皆さんには、植樹帯の管理（除草や水やり）や清掃、危険箇所の通報などを行っていただき、市は、植樹帯管理用具などの提供やサインボード（看板）の掲出、保険加入などを行います。

◆活動場所 植樹帯が設置されている市道

◆参加資格 構成者数が3人以上の地域住民または企業等により構成される団体。ただし、活動場所周辺に所在地を有すること

▶道路管理課・☎221-2421



条例どうなるのか

この条例は、ごみのポイ捨てを禁止するような具体的な内容を定めたものと異なり、基本的な考え方を定めたものです。従って、まちづくりに参加しないことによつて不当な扱いを受けるものではありません。

この条例で、姫路のまちがどのように変わっていくかは、私たち（住民等・議会・行政）の行動次第です。条例の趣旨が浸透し、各地域で主体的に取り組まれている自治会活動やボランティア活動などが、一層活性化することを期待しています。

今後、市では、この条例に基づいて、既存の事業の見直しや新たな事業の検討に取り組み、これまでに以上に参画と協働のまちづくりを推進していきます。

住民等・議会・行政が「ふるさと・ひめじ」の夢と希望を共有し、一丸となって、よりよい姫路のまちづくりを進めましょう。

※今回紹介した条例の全文やその逐条解説は、ホームページに掲載しています。また、3月下旬に、パンフレットや市政情報推進室（市役所3階）や市政情報センター（同1階）、各地域事務所、各支所・出張所・サービスセンター、駅前市役所などに設置しますので、ぜひご利用を